平成２６年（フ）第２０号
秋田県大仙市東川字東田58番地
債務者　富樫美喜雄
1　決定年月日時　平成26年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　草薙　秀樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月18日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２６年（フ）第３２号
札幌市白石区菊水元町６条３丁目２番23号アコルデ63―205号
債務者　森　　理人
1　決定年月日時　平成26年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　拓人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月10日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
釧路地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１０６号
岩手県遠野市宮守町下鱒沢20地割83番地、旧住所埼玉県熊谷市平戸1848番地６　昭栄コーポ102号室
債務者　多田　勝彦
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１２２号
岩手県紫波郡矢巾町大字高田第16地割15番地５
債務者　狢澤　　隆
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１２３号
岩手県紫波郡矢巾町大字高田第16地割15番地５
債務者　狢澤　正美
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２９号
群馬県桐生市境野町４丁目1010番地
債務者　齋藤　雪子
1　決定年月日時　平成26年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第３０号
群馬県桐生市東１丁目11番38号
債務者　廣田三枝子
1　決定年月日時　平成26年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第５５号
静岡県富士市今泉８丁目11番４号　サニーパーク今泉201号
債務者　西本　裕美
1　決定年月日時　平成26年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第４５０号
名古屋市中川区西日置１丁目３番30号　ＭＵＧＨＥＴＴＯ205号、従前の住所岐阜県山県市岩佐246番地３
債務者　田中　利奈
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５０７号
名古屋市守山区金屋１丁目13番13号　ＲＸ新守山105号、従前の住所名古屋市守山区金屋１丁目６番10号　新守山カジウラ１Ｄ号
債務者　兼本真由美
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９４号
香川県高松市桜町１丁目１番21―404号
債務者　鵜川　幸子
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２０４８号
福岡市東区香椎台１丁目23番11―202号
債務者　田島　　正
1　決定年月日時　平成26年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３７５号
福岡市東区和白２丁目９番７―201号
債務者　伊崎　正康
1　決定年月日時　平成26年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４１４号
福岡県春日市若葉台西２丁目106番地　ソラージュ若葉台203号
債務者　安元　　篤
1　決定年月日時　平成26年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４２０号
福岡市東区箱崎ふ頭３丁目７番20―403号
債務者　古川　節弥
1　決定年月日時　平成26年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４７２号
福岡市南区三宅３丁目23番１―605号
債務者　ハシゲンこと　橋本　敏明
1　決定年月日時　平成26年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４７３号
福岡市中央区舞鶴１丁目４番７―1104号
債務者　大隈　和彦
1　決定年月日時　平成26年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部